

子育て支援

◆ 児童センター・・・社会福祉協議会

児童センター（総合福祉センター 内 3F）は、児童を健全に育成するための総合的な屋内型の施設です。遊戯室、図書室、集会室などを設けた児童の遊び場です。遊びを通して、児童に集団・個別的な指導が行われています。

＊ 就学前の乳幼児は、保護者の同伴が必要です。

利用時間・・・月曜日～土曜日 午前 10 時～午後 6 時（日祝日を除く）

主な事業 土曜日工作・・・小学生対象



◆ 子育て支援センター事業・・・社会福祉協議会

★大治町子育て支援センター『はるっこ』（児童センター内）

町民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援することを目的に子育て支援センターを開設しています。

★はるっこルーム…親子連れ優先のお部屋です。遊戯室を開放します。

月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 3 時

■ イベント紹介（※詳細は広報参照）

なかよし広場・・・毎月第 2 木曜日 就園前の乳幼児とその保護者

絵本のよみきかせ・・・毎月第 3 木曜日 就園前の乳幼児とその保護者

ぷちぷちカノン・・・毎年前期・後期の各 1 回 1 歳児とその保護者



◆ 子ども子育て支援拠点施設 はるっ子ハウス・・・社会福祉協議会

子育て親子の交流を行う場、小学生の帰宅後の遊び場として利用できます。

※駐車場がありませんので、徒歩または自転車でお越しください。

月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 6 時（土日祝日を除く）

※正午～午後 1 時を除く

◆ 病児・病後児保育事業・・・子育て支援課

保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、当該児童の福祉の向上を図ることを目的に、家庭で保育できない病気又は病気回復期にある児童を一時的に保育する事業です。

事業は医療法人葉倫会病児保育所へ委託し、みきクリニックに隣接した専用の保育室（ポニールーム）で行います。

<対象者>

次のいずれにも該当する児童

- ・生後10か月から小学校6年生までの児童
- ・病気又は病気の回復期にあり、家庭や集団での保育が困難な児童で、医療機関による入院治療の必要はないが、安静を必要とする児童
- ・保護者の就労、妊娠・出産、傷病・障害、同居の親族介護・看護、求職活動、就学その他やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な児童

<利用時間>

月～金曜日 午前9時から午後5時

土曜日 午前9時から午後1時

※ みきクリニックの都合により利用できない場合があります。

※ 時間の延長はできません。

<利用期間>

原則、連続7日以内

<定員>

1日3名

<利用手数料>

大治町民又は町内在勤者で就労証明書を提出した者

4時間を超えるとき 2,000円

4時間以内のとき 1,000円

上記以外

4時間を超えるとき 3,000円

4時間以内のとき 1,500円

※大治町民で生活保護世帯、ひとり親家庭世帯、住民税非課税世帯の方は、利用料の減免があります。

<利用登録・お問合せ先>

医療法人葉倫会 みきクリニック 大治町大字三本木字屋形106番地

電話：444-7005

◆ 一時預かり事業・・・子育て支援課

保護者や同居の親族の方が仕事や病気などのため、一時的にお子さんを家庭で保育できないときにお預かりするものです。

＜対象児童＞・・・町内在住で認可保育所に在籍していない満 1 歳以上の未就学児童

＜実施施設＞

施設名	所在地	電話番号	保育時間
幼保連携型認定こども園 大治幼稚園	西條字土井ノ池 35-2	442-0385	8:30~16:30
大治東保育園	北間島字屋敷 94	441-3114	9:00~16:00

＜利用時間等＞

月曜日から金曜日（祝日、年末年始、その他施設の休業日を除く。）

＜利用方法＞

利用については、事前に各施設にお尋ねください。

離乳食が完了していない場合やミルクを飲んでいる場合は対応できない場合があります。

なお、定員等により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆ ファミリー・サポート・センター事業・・・子育て支援課

子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを地域の中で行う住民参加型の組織です。

あま市と合同実施の協定を締結し、あま市と大治町の会員間での相互援助活動を行っています。センターの事務局では市町内の子どもの送迎や提供会員宅での一時預かりなど、会員間で臨時的な有償支援をする橋渡しを行います。

<援助活動の内容>

- ・保育所、幼稚園、児童クラブなどへの子どもの送迎
- ・保育所、幼稚園、児童クラブなどの開始前や終了後、学校の放課後の子どもの預かり
- ・土曜日、日曜日、祝日などの子どもの預かり
- ・学校の夏休みなどの子どもの預かり
- ・通院、冠婚葬祭、学校行事、買い物などの外出時の子どもの預かり
- ・育児疲れなどリフレッシュしたい時の子どもの預かり

<報酬基準表>

活 動 日	活動時間帯	報酬基準額 (1 時間当たり)
平日（祝日を除く月曜から金曜）	午前 7 時から午後 7 時まで	700 円
	上記以外	800 円
土曜、日曜、祝日 12月29日から翌年1月3日	午前 7 時から午後 7 時まで	800 円
	上記以外	900 円

（会員登録・お問合せ先）

あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局

（あまっ子はるっ子ふぁみさぽセンター）

あま市七宝町安松小新田2337番地（あま市七宝公民館内）

電 話:462-0150

◆ 子育て短期支援事業(ショートステイ)・・・子育て支援課

児童を養育している家庭の保護者が、病気その他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育します。

<対象者>

町内在住の18歳未満の児童であって、当該児童の保護者が次のいずれかの状態に該当する場合

- ・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由
- ・ レスパイト・ケアや児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると町が認めた場合
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に親子保護を必要とする場合

<利用期間>

原則として7日以内です。

<利用手数料>

2歳未満の児童

1日 6,300円

2歳以上の児童

1日 4,500円

親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親

1日 900円

※生活保護世帯・ひとり親家庭世帯等の方は、利用手数料の減免があります。

<お預かりする施設>

児童養護施設 あいさんテラス(2歳以上) 津島市中一色町東郷166番地

乳児院 衆善会乳児院(2歳未満) 名古屋市中区新栄3丁目33番11号

ファミリーホーム ケチャップハウス(18歳未満) 大治町

※施設までの送迎は保護者の方で行ってください。

◆ 児童手当の支給・・・子育て支援課

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、国内在住の子どもを養育している方に支給されます。

	令和6年9月分まで	令和6年10月分から
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童（15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童（18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	あり ・児童手当所得制限限度額以上は月額5,000円（特例給付） ・特例給付所得上限限度額以上は支給対象外	なし
手当月額	3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律10,000円	3歳未満 第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
支払期月	3回（2月、6月、10月） 各前月までの4カ月分を支払	6回（偶数月） 各前月分までの2カ月分を支払

◆ 放課後児童健全育成事業・・・社会福祉協議会

昼間保護者のいない、小学校に就学している児童を対象として児童クラブを設置し、児童の保護育成が図られています。

<開設場所及び定員>

東部児童クラブ（大治小学校東側）	116名・・・大治小学校の児童
西部児童クラブ（大治西小学校西側）	68名・・・大治西小学校の児童
南部児童クラブ（総合福祉センター3階）	89名・・・大治南小学校の児童

<開設時間等>

平日 下校時から午後6時まで
土曜日及び } 午前8時30分から午後6時まで
春・夏・冬休み （日曜日・祝祭日・年末年始は除く。）
早朝利用 午前7時30分から午前8時30分まで
（春・夏・冬休み期間中のみ 土曜日を除く。）
延長利用 午後6時から午後7時まで（土曜日を除く。）
＊事前に登録した児童のみ利用可

<利用者負担>

①利用料金 6,000 円（8月は9,000円）、おやつ代 1,500 円
が必要です。

＊利用料金の減免制度があります。

②早朝利用料金 春休み 3月:1,000円、4月:1,000円
夏休み 7月:1,000円、8月:3,000円
冬休み 1日200円が利用料金に加算されます。

③延長利用料金 3,000円が利用料金に加算されます。

＊②③については減免制度はありません。

